

長野市青少年錬成センター指定管理者募集要項

長野市青少年錬成センター（以下「青少年錬成センター」という。）の管理運営について、民間の能力を活用して、住民サービスの向上と経費の節減等を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び長野市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 15 年 12 月 24 日長野市条例第 51 号）の規定に基づき、指定管理者を次のとおり募集します。

なお、応募にあたっては、指定管理者制度の趣旨や施設の設置目的等を踏まえ、本要項（仕様書等含む）及び長野市指定管理者制度ガイドラインを十分ご確認くださいようお願いいたします。

1 募集の概要

(1) 指定の期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までの 5 年間とします。

(2) 施設の概要

- ①名 称 長野市青少年錬成センター（本館）
- ・所在地 長野市大字山田中 2100 番地
 - ・開設年月 昭和 57 年 4 月（昭和 63 年新館増築、平成 9 年野外教育施設設置）
 - ・建物の構造 建築構造 鉄骨造及び木造、地上 2 階及び平屋
- 敷地面積 59,875 m²
延床面積 2,329.18 m²
- ②名 称 長野市青少年錬成センター（分館）
- ・所在地 長野市大字山田中 2574 番地
 - ・開設年月 平成 13 年 5 月
 - ・建物の構造 建築構造 鉄骨造地上 3 階（旧小田切小学校 1 階の一部及び 2・3 階）
- 延床面積 1,189.5 m²

(3) 施設の内容

①青少年錬成センター（本館）

宿泊棟 1（宿泊室 19（宿泊定員 112 人）・リネン室・洗面所・トイレ 3・宿直室・保健室・事務室・厨房・食堂・男女浴室・ロビー等）

宿泊棟 2（宿泊室 2（宿泊定員 20 人）・研修室・自炊室・トイレ 2・洗面所等）

体育棟・管理棟・野外便所 2・物置・渡り廊下・薪小屋・工作室等

キャンプ場（120 人）・多目的グラウンド・駐車場（20 台程度）・冒険遊具・アスレチック

②青少年錬成センター（分館）

研修室 5・自炊室・食堂・宿泊室 3（定員 40 人）・ユニットバス・シャワー等

<参考 施設の写真・平面図>

本館外観



本館宿泊室



本館食堂



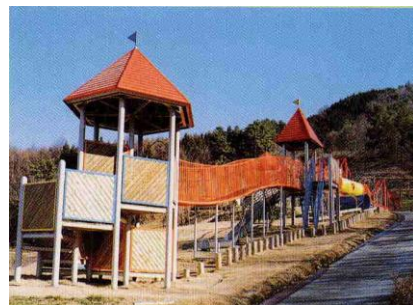
体育棟外観



体育棟内部



本館アスレチック



本館野外便所



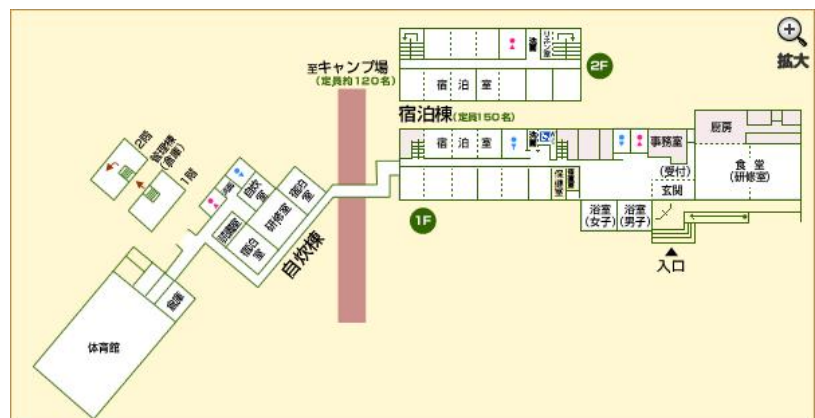
本館キャンプ場



本館多目的グラウンド



本館平面図



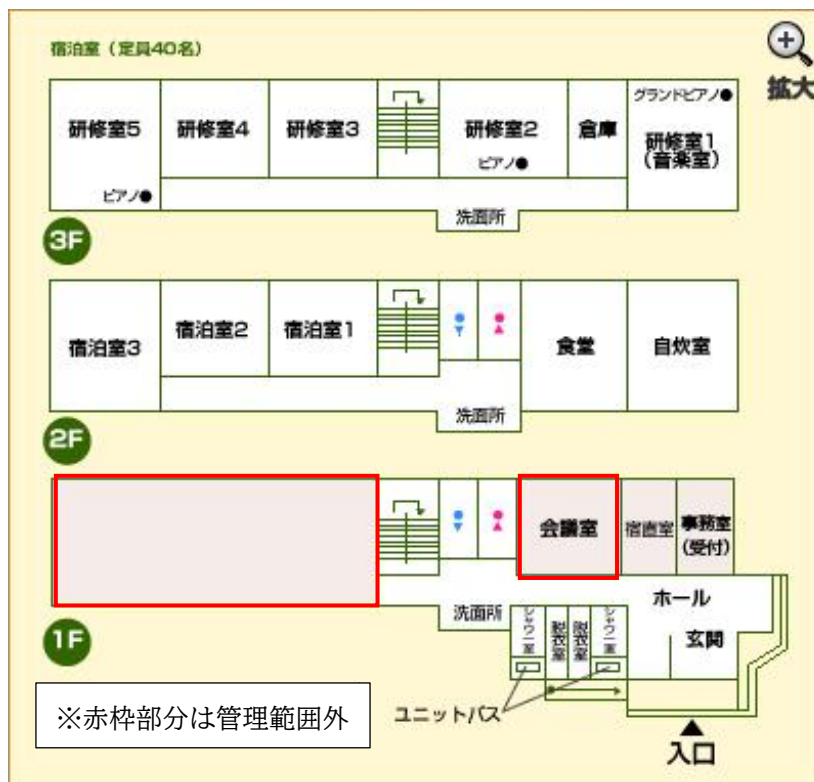
分館外観



分館宿泊室



分館平面図



(4) 施設の運営状況

① 開館時間等 (令和7年度)

区分	条例	現行
利用時間	○本館 [宿泊] 利用開始日の午後2時から 利用終了日の午前11時まで [日帰り] 午前9時から午後5時30分まで ○分館 [宿泊]本館に同じ [日帰り]本館に同じ	条例と同じ
休館日	・月曜日(その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときはその翌日)、 ・12月29日から1月3日まで 青少年錬成センター分館の利用期間は5月1日から10月31日まで	条例と同じ

② 利用状況（利用者数、件数、稼働率など）

利用区分等	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼児	人	24	81	103	48
小学生	人	621	1,080	1,914	1,317
中学生	人	80	223	487	618
高校生	人	63	61	109	241
一般・引率	人	1,039	1,464	1,601	1,086
計)	人	1,827	2,909	4,214	3,310
(特記事項)					
令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大の為、利用者数が大幅減となった。令和6年度は、猛暑や台風の影響による団体利用のキャンセル（事業中止）があった。					

③ 収入及び支出の状況（令和6年度）

※実績どおりに予算の確保を確約するものではありません。

区分	項目	金額
収入	利用料金	3,472,033 円
	指定管理料	22,339,000 円
	委託料	0 円
	販売収入等	0 円
	その他収入	0 円
	令和5年度補填	89,115 円
	計	25,900,148 円
支出	人件費	15,133,861 円
	設備管理費	2,139,122 円
	備品購入費	0 円
	修繕費	276,100 円
	光熱水費	3,103,975 円
	事業費	1,191,047 円
	事務経費	2,921,774 円
	本社経費	900,000 円
	その他	1,483,630 円
	計	27,149,509 円
自主事業	収入	80,400 円
	支出	68,340 円
	自主事業損益	12,060 円
損益		-1,237,301 円

2 施設の設置目的及び管理運営方針

(1) 施設の設置目的

青少年錬成センターは、市民の青少年健全育成の拠点施設として、市民に対し、より開かれた身近な施設となることが期待されています。また、青少年錬成センターが地域の中心施設として、まちづくりに貢献することが求められています。

(2) 基本方針・目標

青少年に対する屋内外での各種体験活動を中心とした、指定管理者の創意工夫に基づいた管理運営により、質の高いサービスを利用者に提供するとともに本市の財政負担の軽減を図ることとします。また、利用者が世代を超えて交流のできる、地域に根ざした施設となることを目指すこととします。

目標：令和13年度までに年間利用者数6,000人

(3) 維持管理方針

施設や設備は、その機能と特性を十分に把握した上で全ての施設を清潔に保ち、かつその機能を正常に保持するとともに、次年度の運営を視野に入れて、適正な維持管理と必要に応じた保守点検を行うこととします。

(4) 開館期間中の運営方針

- ・利用者の安全対策を第一に運営すること。
- ・市民の平等、公平な利用を確保すること。
- ・利用者に対応する時は、明るい笑顔で挨拶し、親切・丁寧を心がけるように努めること。
- ・利用者が規律正しい生活を送れるように努めること。
- ・利用者のニーズを常に把握し、管理運営に反映するように努めること。
- ・施設内を清潔に保つとともに、光熱水費の削減に努めること。

(5) 法令等の遵守

下記のほか、青少年錬成センターの運営に関連する諸法令の遵守が求められます。

なお、指定管理者として施設の管理をする際は、危機管理に関するマニュアル、個人情報取り扱いに関するマニュアル等を整備する必要があります。

- ・地方自治法、地方自治法施行令ほか行政関連法規
- ・労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規
- ・旅館業法、食品衛生法ほか衛生関係法規
- ・長野市青少年錬成センターの設置及び管理に関する条例
- ・個人情報の保護に関する法律、長野市個人情報の保護に関する法律施行条例
- ・長野市情報公開条例及び長野市情報公開条例施行規則
- ・長野市公契約等基本条例など

(6) 障害を理由とする差別の解消の推進

① 対応要領に沿った対応

指定管理者は、本市の「障害を理由とする差別を解消するための職員対応要領」（以下「対応要領」という。）を踏まえ、不当な差別の取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行ってください。

② 職員研修及び連絡体制

指定管理者は、対応要領に示されている不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方等について理解を深めるため、指定管理業務に従事する職員の研修を実施するとともに、施設によって提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生じないように、施設所管

課との連絡を密にし、適切に対応してください。

③ 対応指針に沿った対応

指定管理者は、指定管理業務を履行するに当たり、当該事業分野における主務大臣が示す、障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針に則って、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければなりません。

(7) 業務委託

一部の業務を委託することは可能です。業務の一部を委託する場合は、事業計画書に明示すること。なお、全業務を一括して他の事業者にも再委託することはできません。

(8) その他業務

モニタリング（監視・確認業務）に関する事など、長野市が特に必要と認める業務

3 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 施設及び設備、備品等の維持管理・安全管理に関する事

利用者の安全確保のため、また施設の運営に支障をきたさないよう、施設及び設備、備品等の管理を適切に行うこととします。なお、破損、不具合の生じた時には速やかに市に報告を行ってください。

① 保守管理業務

ア 仕上材の浮き、ひび割れ、はがれ、かび等の発生がない状態を維持し、かつ美観を維持すること。

イ 建築設備（給排水設備、空調設備、電気設備等）は、日常点検、法定点検、定期点検等を行い、初期の性能を維持すること。

長野市では公共建築物保全マニュアル（※）を作成していますので、日常点検等の参考としてください。（※市ホームページ：ホーム> 市政情報 > 施策・計画 > 公共施設マネジメント > 長野市公共建築物保全マニュアルについて）

消防設備（本館・分館）	：	年2回以上
電気設備（本館・分館）	：	年2回以上
受水槽清掃（本館・分館）	：	年1回以上
自動ドア（本館）	：	年3回以上
浄化槽設備（本館）	：	月1回以上
暖房機器（本館）	：	年1回以上
屋外遊具（本館）	：	月1回以上
浴槽水循環ろ過装置点検（本館）	：	年1回以上
キャンプ場、グラウンド、駐車場（本館）	：	随時
ボイラー水抜き・保守点検（分館）	：	年2回以上
自家用電気工作物保安管理（分館）	：	年6回以上

② 清掃業務

施設の環境を維持し、快適な環境を保つため、清掃業務を適切に行うこと。

ア 業務内容

床、壁、扉、ガラス、鏡、備品、照明器具、衛生機器等について、場所ごとに、日常清掃、定期清掃を組合せ、環境整備に努めること。

イ 日常清掃の範囲

建物の周囲並びに事務室、宿泊室、浴室、トイレ、洗面所、窓ガラス・窓枠など

ウ 定期清掃の回数

厨房・浴室換気扇、照明機器の清掃：年2回以上

床：ワックスがけ 年3回以上

その他の設備：常に清潔な状態に保つこと

エ 除雪について

冬季については、施設の敷地内（駐車場含む）の除雪を行うとともに、施設に面する道路については、施設休館日であっても除雪を行うこととします。

③ 備品等の貸与等

ア 備品等の貸与

長野市は、別紙1に示す備品等（以下「備品等（Ⅰ種）」という。）を無償で指定管理者に貸与します。

イ 備品等の管理

備品等（Ⅰ種）は長野市財務規則（第7章 財産 第3節 物品）に準じて管理し、常に良好な状態に保つこととします。

ウ 備品等の更新等

備品等（Ⅰ種）が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合又は本業務実施のために新たに備品等（Ⅰ種）に相当する備品等が必要となった場合には、指定管理者の費用（管理経費又は利用料金収入）で当該備品等を調達（購入、リース契約等）することとします。この場合、指定管理者はあらかじめ当該備品等の購入又は取得について、長野市の承諾を得てください。

なお、指定管理者が購入又は取得した場合、備品等（Ⅰ種）の所有権は長野市に帰属します。ただし、高額な備品については、長野市が予算措置し、長野市が購入します。

エ その他備品等

備品等（Ⅰ種）以外に指定管理者が必要とする備品等が生じた場合には、指定管理者の任意により備品等（以下「備品等（Ⅱ種）」という。）を調達（購入、リース契約等）し、本業務のために供することができます。

備品等（Ⅱ種）の調達（購入、リース契約等）後は、速やかに、長野市に報告し、台帳や目録等を整備し、備品等（Ⅰ種）と明確に区分して適正に管理してください。

なお、備品等（Ⅱ種）を購入又は取得した場合の所有権は、指定管理者に帰属します。

オ 消耗品等

施設の運営に支障をきたさないよう必要な消耗品を適宜購入し、管理を行うこと。

地元事業者から物品を購入する等、地元活用に努めること。

地元の障害者就労施設等（※）からの物品及び役務の調達に努めること。

※市ホームページ：ホーム > 健康・医療・福祉 > 障害者福祉 > 障害者支援 > その他障害者支援 > 障害者優先調達推進法について

カ リース契約により調達する物品について

青少年錬成センター内で、現在の指定管理者が調達し、管理運営を開始する令和9年4月以降もリース期間が残っている物品は以下のとおりです。下表を考慮の上、リースを継続するのか、指定管理者自ら調達するのか、必ず提案してください。

物 品 名	リース満了日	備 考
自動車（1台）	令和9年4月3日	業務全般
自動車（軽トラ1台）	令和9年7月12日	業務全般
AED（1台）	令和11年3月31日	本館受付付近
複合機（1台）	令和9年9月24日	事務室
食洗器（1台）	令和10年12月14日	厨房

(2) 施設の運営に関すること

① 職員の配置等に関すること

- ア 所長1名を配置する。
- イ 施設管理運営及び厨房スタッフなど必要職員を配置する。
- ウ 職員の勤務形態は、青少年錬成センターの運営に支障がないように定めること。
- エ 職員に対して、施設の管理運営に必要な研修を実施すること。
- オ 地元雇用の創出・推進に配慮すること。

<参考 現在の職員体制>

職種	業務内容	人数
センター長	統括	1人
管理運営スタッフ	施設管理運営全般	3人
厨房スタッフ	調理全体の統括	1人
登録スタッフ	調理補助、清掃、宿直等	1人（非常勤）

② 施設の利用に関すること

- ア 施設の利用申請を受け付け、その申請に対して利用許可を行うこと。なお、利用許可申請などの申請に係る事務処理日数は、概ね1日とすること。
- イ 利用申請時には、利用者からの相談を受け付け、必要な指導・助言を行うこと。なお、目的外利用等、疑義の生じる相談があった際には、市と協議を行うこと。
- ウ 利用者から、利用料金を徴収すること。徴収方法は前納とすること。
- エ 利用者数や徴収した利用料金等について、報告書を作成すること。なお、書式・記載内容は協定において定めること。
- オ 本市主催事業「子どもキャンプ（7月下旬から8月上旬 1泊2日1回）」、「リーダー研修会（6月に日帰り1回）」実施の際は、施設利用について配慮すること。
- カ 利用者の利便性向上のため、自動販売機の設置を実施するなど、飲料等の提供について提案をすること。

③ 施設の利用促進に関すること

- ア 広報活動に関すること
指定管理者は、施設の利用方法や案内図等を、施設利用者に解り易い場所に掲示して

ください。また、施設の情報発信のため専用ホームページの作成やパンフレットの作成等により、積極的に広報を実施してください。

イ 利用時間等の延長に関する事

指定管理者は、施設の開館時間及び休館日について、必要があると認めるときは、市長の承認を受けてこれを変更できますので、開館時間の延長等については積極的に提案してください。なお、提案する場合は、現状との比較を容易にするため、現状維持とした場合及び時間延長等を実施した場合の両方について、運営経費を提案してください。

ウ 利用者ニーズの把握及び反映

指定管理者は、利用者からのアンケート実施等による意見把握やサービス提供や管理運営状況の分析・検証を行い、管理運営に反映させてください。

(3) 自主事業に関する事

指定管理者は、公の施設の管理業務の遂行を妨げない範囲において、事前に長野市と協議の上、自己の責任及び費用負担により施設を活用して自主事業を実施することができます。

なお、内容を変更する場合も同様に協議してください。

魅力のある自主事業は、施設の利用促進にもつながることから積極的に提案してください。

ア 施設の設置目的に沿った事業内容とすること。

イ 地域住民・利用者のニーズが反映されていること。

ウ 事業の対象者については、各年齢層や世代間交流を考慮すること。

(4) 災害等発生時の対応業務

ア 開館時においては、利用者の避難誘導等の安全確保を最優先すること。

イ 開館時・閉館時を問わず、施設の損壊等の被害を最小限に抑えること。

ウ 閉館時においては、市民の避難所として使用できるよう、施設の開錠を行うこと。

※ 当該施設は市の避難所として指定されており、災害等発生時は市民が避難生活を送る場所となるため、災害等発生時には早急に開錠する必要があります。なお、市が避難所を廃止するまでの間、施設を臨時休館とすることがあります。

(5) 業務委託

一部の業務を委託することは可能です。業務の一部を委託する場合は、事業計画書に明示してください。なお、全業務を一括して他の事業者にも再委託することはできません。

(6) その他業務

① モニタリング（監視・確認業務）に関する事

ア 事業計画書及び収支予算書の作成

イ 事業報告書の作成

ウ 月報及び四半期総括書の作成

※ その他、セルフモニタリング（指定管理者が自ら実施する監視・確認業務）について、考慮しているものを提案してください（例：利用者アンケート等）。

② その他

ア 関係機関との連絡調整

イ 飲食店営業(旅館)許可申請にかかる手続き

ウ 旅館業営業許可申請にかかる手続き

- エ その他業務（管理業務に関する庶務、経理等の事務、申請書類等の作成等）
- オ 指定期間終了にあたっての委任業務の引継ぎ

4 管理経費

指定管理業務に係る経費は、事業計画書において提示のあった金額を参考に、年度毎に予算の範囲内で支払います。提案に当たっては、「民間の能力を活用して、住民サービスの向上と経費の節減等を図る」という指定管理者制度の趣旨を踏まえ、管理経費を適正に積算すること。

また、年度協定書において定める委託料の額の算出に当たっては、提案額や決算見込額（実績）を基に双方協議することとなり、提案額がそのまま委託料となるわけではありません。

なお、長野市が指定管理者に支払う管理経費については、消費税及び地方消費税が含まれません。また、管理基準や労働条件等については現行法制（令和8年4月1日現在）に基づき積算することとし、管理経費は指定期間分（年度ごとに）示すようにしてください。

また、当該施設の管理運営に関して、人事、給与、福利厚生、会計管理、電算管理等の業務を法人本部で一括処理する場合は、これらの総務的経費のうち、当該施設の指定管理業務から発生する費用についても事業計画書に記載してください。

(1) 経費の支払

会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準として、四半期毎に支払います。

(2) 区分会計の独立と管理口座

指定管理者は、自身の団体等と独立した会計帳簿類及び経理規定を設けるとともに、収入及び経費については、団体自身の口座とは別の口座で管理してください。

また、他の「公の施設」の指定も受ける場合、他の「公の施設」の管理口座とは別の口座で管理する必要があります。

(3) 管理経費算出に当たっての留意事項

指定管理経費に含めない支出経費（市が支払う経費）

- ・土地賃借料

5 有料施設の利用料金

(1) 有料施設の利用料金は、指定管理者の収入として取扱います。利用料金制に伴い、管理経費の支払額は、管理経費総額から本市の決定する利用料金見込み額を差し引いた額となります。また、指定管理者となった団体等は、長野市と利用料金額の設定に係る協議を行い、条例の範囲内で利用料金額を決定します。なお、施設の有効利用、利用促進、利便性の向上等を考慮し、事前に協議の上、利用料割引の基準を設定することができることとします。なお、利用料金は消費税が課税となりますので、消費税込みの額となります。

<参考>

① 宿泊室利用料金（1人につき）

区 分	市内居住者		市外居住者	
	日帰り	宿泊（1泊）	日帰り	宿泊（1泊）
小・中学生	50円	100円	150円	310円
高校生	150円	310円	360円	730円
引率者	260円	520円	780円	1,570円
一 般	520円	1,040円	1,040円	2,090円

② キャンプ場利用料金（テント1張 1泊につき）

区分	市内居住者	市外居住者
保育園、幼稚園、小・中学校、高等学校又は社会教育団体が、高校生以下の者を対象とする青少年の健全育成を目的とした活動に利用する場合	無料	780円
上記以外の場合	1,570円	2,090円

③ その他

朝食	1人（1食）	650円
昼食	1人（1食）	750円
夕食	1人（1食）	850円
シーツ・枕カバー	1人（1式）	400円
自炊用プロパンガス	1人（1食）	60円
薪代①	自炊用薪1束	360円
薪代②	長薪1本	310円
宿泊室暖房費	1人（1泊）	280円
炭	1箱（3kg）	700円
野外炊飯食材費①	1式	800円
野外炊飯食材費②	1式	1,000円
皿盛り食材費①	1皿	2,000円
皿盛り食材費②	1皿	2,500円
朝食キャンセル料	1人（1食）	330円
昼食キャンセル料	1人（1食）	380円
夕食キャンセル料	1人（1食）	430円
灯油	1リットル	120円
体育館暖房費	1時間	600円

(2) 指定管理者が実施する自主事業（教室・講座・イベント）の収入は、指定管理者の収入とします。

※ 教室・講座・イベントが実施できる時間帯についての詳細は、事業計画書（別紙様式）に基づき協定で定め、教室・講座の参加料には、利用する施設の利用料を含みます。

(3) インボイス制度（適格請求書等保存方式）により、指定管理者に帰属する利用料金等（自

主事業の収入含む)の請求にあたっては、インボイス(適格請求書)の交付が必要です。

このため、利用料金等の収入がある指定管理者はインボイス発行事業者の登録など、インボイス制度に沿って対応してください。

6 法人市民税・事業所税について

法人市民税及び事業所税については、長野市指定管理者制度ガイドラインを参照してください。

7 管理運営状況に関するモニタリング

指定管理者により、施設が適正に運営されているかどうかを確認するため、市は定期的及び随時にモニタリングを実施します。指定管理者は、市が指定する報告書を提出する必要があり、運営状況が適正でないと思われる場合は、市は指定管理者に対して必要な勧告や指示を行います。

なお、モニタリングの結果は、毎年、モニタリング評価結果としてとりまとめ、ホームページ等で公開します。

また、モニタリング評価方法の見直しに伴い、指定期間の途中でモニタリングの実施方法等が変更となる場合があります。

8 指定管理者と長野市の責任分担

種類	内容	負担者	
		長野市	指定管理者
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
需要の変動	利用者の減少、需要見込みの誤りその他事由による利用料金収入の減		○
税制変更	指定管理者制度に影響を及ぼす税制変更(消費税等)	○	
	指定管理者に影響を及ぼす税制変更(法人税、固定資産税等)		○
法令の変更	施設等の新設又は改築を要するものなど管理運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	管理基準の変更を要する法令変更		○
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
行政的な理由による事業変更	行政的な理由から、委任業務の継続に支障が生じた場合又は業務内容の変更若しくは業務の停止を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費	○	
苦情対応	施設利用者等からの苦情対応		○
事故対応	施設及び管理地内における事故への対応		○
施設・設備の修繕・改修	経年劣化によるもの(1件50万円以下)		○
	経年劣化によるもの(1件50万円超)	○	

種類	内容	負担者	
		長野市	指定管理者
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（1件50万円以下）		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（1件50万円超）	○	
運営リスク	施設、機器等の不備又は施設管理上の瑕疵及び火災等事故による臨時休館等に伴う運営リスク		○
	改修、修繕、保守点検等による施設の全部又は一部の利用停止		○
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱及び暴動その他の長野市又は指定管理者いずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）により発生する施設、設備の修復による増加費用	○	
	不可抗力により発生した指定管理者の損害、損失及び増加費用		○
	指定管理者の管理責任によらない重大な欠陥が発生した場合	○	
利用の変更、中止及び延期	長野市の責任による変更、中止及び延期	○	
	指定管理者の責任による変更、中止及び延期		○
	利用者の責任による変更、中止及び延期		○
	利用者の利用放棄、破綻		○
書類の誤り	仕様書等長野市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資料等の損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	上記以外のもの	○	
運営費の増大	長野市以外の要因による運営費の増大		○
第三者への賠償	管理業務の執行に伴い第三者に損害を与えた場合		○
安全性の確保、環境の保全	維持管理、運営における安全性の確保及び周辺環境の保全（応急措置を含む）		○
セキュリティ	管理不備による情報漏洩、犯罪発生		○
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中に業務を廃止した場合における指定管理者の撤収費用		○

9 賠償責任と保険

(1) 賠償責任

- ① 指定管理者は、その責めに帰すべき事由により利用者又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害について賠償責任を負うものとします。
- ② 長野市は指定管理者に対して、指定管理者は長野市に対して、それぞれの責めに帰すべき事由により損害を与えたときは、その損害について賠償責任を負うものとします。
- ③ 長野市は、指定管理者の責めに帰すべき事由により発生した損害について利用者又は第三者に対して賠償した場合、指定管理者に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとします。

(2) 保険

- ①市が付保している保険は、次のとおりです。
 - ・ 建物総合損害共済(長野市の基準に基づき加入。基準は別紙2のとおり)
 - ・ 市民総合賠償補償保険
- ②指定管理者が付保しなければならない保険は、次のとおりとします。
 - ・ 施設賠償責任保険(指定管理者特約条項等の付いたもの)

10 申請者の資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 長野市工事請負契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 会社更生法第17条又は民事再生法第21条の規定による更生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされた場合は、更生手続きの開始決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 最近1年間の法人税、消費税、地方消費税及び市県民税を滞納していないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)が属していないこと。また、暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。)との関与が認められるなど、暴力団又は暴力団員との間に、社会的に非難されるべき関係がないこと。
- (6) 指定期間中、安全円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であること。

団体の場合は必ずしも法人格を必要としませんが、個人では申請することができません。

また、複数の団体から構成される共同体による申請も可能ですが、代表団体を1団体定めること、また構成団体の全てが上記の資格を満たしていることが必要です。

11 募集要項に関する質問受付

募集要項の内容等に関する質問を以下のとおり受け付けます。

受付期間：提出期限の1週間前まで(令和8年4月13日(月)から6月5日(金)まで)
随時受け付けますが、回答に1週間程かかる場合がありますので、ご了承ください。

受付方法：質問書(様式指定なし)に記入のうえ、電子メールに添付、郵送またはFAXにて下記まで送付してください。

受付場所：長野市教育委員会事務局家庭・地域学びの課(市役所 第一庁舎4階)

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町 1613 番地
電話：026-224-5082 FAX：026-224-5104
Eメール：manabi@city.nagano.lg.jp

12 申請書類

この要項により指定管理者の指定を受けようとする者は、提出期間内に次の書類について、紙文書1部（正本1部）及び電子データ（PDF形式）を教育委員会に提出してください。申請書類の作成及び提出にあたっては、「指定管理者申請書類等作成要領」を確認してください。特に「事業計画書（提案書）」については、昨年度までと書き方が異なりますので注意してください。

なお、申請書類は返還いたしません。また、候補団体とならなかった団体の申請書類を利用することはありません。

(1) 指定申請書

(2) 長野市青少年錬成センター指定管理者事業計画書

(3) 長野市青少年錬成センターの管理に関する業務の収支予算書

※申請者において指定した様式に代わる独自の事業計画及び収支予算書を作成しても構いませんが、記載する順番は指定した様式の順番としてください。また、いずれの場合も指定期間各年度の計画・予算書を提出してください。

また、開館時間の延長や閉館日の削減といったサービス向上策を提案する際は、現状のままでの運営経費と、サービス向上案での運営経費両方を記載してください。

(4) 定款又は寄附行為の写し及び登記簿謄本（法人以外の団体にあつては、会則等）

(5) 当該団体の財務諸表等と貸金台帳

ア 前事業年度の貸借対照表、損益計算書及び財産目録等（別添「財務諸表等の提出一覧」のとおり）

イ 前年度の月給職員及び時給職員各1名の貸金台帳の写し（個人情報記載箇所はマスキング）

(6) 共同事業体の場合は、構成する団体名、代表となる団体名、構成する団体の責任分担、負担割合等が明確になっている、共同体を示す協定書の写し等

※申請者は、原則として本社等の代表者としてください。

※資料が複数ページに渡る場合は、ページ番号を振るなど工夫してください。

13 説明会

応募方法、申請書類、指定管理者業務等について下記のとおり説明会を開催します。

参加人数については、1団体につき2名までとし、参加希望団体は4月24日（金）までに下記提出先にあらかじめ連絡してください。

(1) 日 時 令和8年5月12日（火）9時から12時まで

(2) 場 所 長野市役所 会議室（第一庁舎5階 会議室151）

14 申請書類の提出先及び提出期限

紙文書の提出先：長野市教育委員会事務局家庭・地域学びの課（市役所 第一庁舎4階）

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町 1613 番地

電話：026-224-5082

電子データの提出先：ながの電子申請サービスにより家庭・地域学びの課宛てに提出
提出期限：令和8年6月12日（金）午後5時15分必着です。

15 指定管理者の選定等

(1) 指定管理者選定の方式

指定管理者の選定は公募型プロポーザル方式を採用します。

指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置し、選定委員会が指定管理者の候補団体を決定します。

(2) 応募者の審査

担当部局において書類審査を行い、その結果を選定委員会へ報告します。

選定委員会においては、担当部局の審査結果並びに必要なに応じて実施されるプレゼンテーションを基に審査し、指定管理者の候補団体を決定します。

(3) 審査結果の通知及び公表

審査結果については、書類を提出した応募者全員に対して通知するとともに、ホームページへの掲載等により公表します。

(4) 協定の締結

長野市と指定管理者候補団体は長野市青少年錬成センターの管理に係る詳細について協議を行い、指定議案及び予算案の議決後、協定を締結します。

16 選定の基準等

(1) 選定基準

長野市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の規定に準じます。

ア 事業計画書による公の施設の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。

イ 事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(2) 審査項目

審査項目は次のとおりとします。

ア 管理運営を行うにあたっての方針について

イ 団体の経営方針について

ウ 経営の安定性と継続性について（財務状況／組織体制）

エ 同様、類似施設の管理運営実績について

オ 施設の有効活用について（施設の現状に対する考え方及び将来展望／市指定事業計画／自主事業計画／サービスを向上させるための方策）

カ 利用者対応について（利用者のトラブルの未然防止と対処法）

キ 事業収支について（指定事業・自主事業における収支の妥当性／市負担額の縮減／再委託の妥当性）

ク 施設の管理運営全般について（職員の配置・研修計画／平等利用／経理／施設・備品の

維持管理／セルフモニタリング)

- ケ 危機管理対策について（安全対策／個人情報保護／防犯・防災／緊急時の対応・体制）
- コ 地域との連携について（地元雇用／地元事業者の活用／障害者就労施設等からの物品及び役務の調達）
- サ モニタリング評価結果（ただし、現在の指定管理者が、再度申請した場合のみ）
- シ その他、当該施設固有の特殊事情について

17 応募に際しての留意事項

(1) 接触の禁止

応募者は、選定委員、本件業務に従事する本市職員及び本件関係者に対し、本件応募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合は失格となることがあります。

(2) 応募内容の変更禁止

申請書類の内容は、提出期限後、変更及び追加することはできません（長野市が求める場合を除く）。

(3) 虚偽の記載をした場合の取り扱い

申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

(4) 応募の辞退

申請書類の受付後に辞退する場合は、辞退届を提出してください。

(5) 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。

(6) 申請書類の著作権

本市が提示する設計図書等の著作権は、長野市及び作成者に帰属し、応募者の提出する書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属します。

(7) 情報公開について

指定管理者の候補団体として選定された団体の申請書類については、原則公開とします（団体の信用情報等は除く）。また、プレゼンテーションを実施する際は必要に応じて公開することがあります。

(8) 提案について

開館時間の延長等については、積極的に提案していただけますが、指定管理者の候補団体として選定された団体の申請書類に記載されている提案の全てをそのまま採用するわけではありません。提案内容は尊重しつつ、長野市と候補団体との協議の上、施設の運営上必要と認められる部分について採用することとなります。

18 候補団体選定後について

指定管理者候補団体を指定管理者として指定後、指定管理者は市と協議し、施設の運営に支障のない範囲で施設内に立ち入り、準備を進めることができることとします。なお、準備に係る費用（自主事業のための施設修繕・整備含む）については、指定管理者の負担とします。

19 長野市公契約等基本条例

本条例は、長野市が発注、依頼する全ての契約と公の施設の管理に関する協定が対象となります。また、長野市と基本協定を締結する指定管理者だけでなく、指定事業を行うため長野市の承認を得た上で、清掃、警備等の個々の業務を指定管理者から第三者（当該業務を専門とする事業者等）へ委託する、または請け負わせる事業者についても対象としています。

詳しくは、長野市指定管理者制度ガイドライン及び長野市公契約等基本条例の手引を参照してください。

20 指定管理者の取り消し等

指定管理者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合、指定管理者による事業の履行が確実でないと認められる場合、または、著しく社会的信用を失う等により指定管理者としてふさわしくないと認められる場合は、指定管理者の指定の決定を取り消すことがあります。

21 公の施設の廃止等

長野市では、長野市公共施設等総合管理計画に基づき公共施設マネジメントを推進しており、公の施設の見直しに伴い、指定期間に関わらず、当該施設が廃止又は移転、統合、増改築等となる場合もあります。

(1) 廃止の場合及び再度、新たな指定管理者の指定の手続きが必要な場合

廃止の場合は、遅くとも廃止をしようとする日の1年前までに、その旨を指定管理者に通知します。また、公の施設の移転、統合、増改築等により、地方自治法 244 条の2第4項に規定する「管理の基準」及び「業務の範囲」が大幅に変更となる場合には、新たな指定管理者の指定の手続きが必要となり、その場合は、指定期間を変更（短縮）することとなります。

これらの公の施設の廃止等により、指定管理者に損害や損失が生じた場合には、合理性が認められる範囲で長野市が負担することを原則として、長野市と指定管理者との協議により決定することとします。

長野市青少年錬成センター備品（I種）一覧（本館分）

番号	備品番号	備品分類番号	品名	製造年	品質・規格
1	16375	60040007	小型除雪機	1992	ヤナセ10-16HST
2	39079	480210105	電気洗濯機	1989	ナショナルNA-W500
3	76894	10040025	陳列戸棚(平ケース)	1980	鋼製
4	76913	10040025	陳列戸棚(展示用ケース)	2003	鋼製タテヤマアルミショーケース
5	76914	10040025	陳列戸棚(展示用ケース)	2003	鋼製タテヤマアルミショーケース
6	80210	10010001	両袖机	1988	鋼製・課長用
7	80220	10010003	片袖机	1982	鋼製
8	80221	10010003	片袖机	1988	鋼製
9	80222	10010003	片袖机	1988	鋼製
10	80225	10010010	会議用机	1988	アイチ CTN-600L
11	80226	10010010	会議用机	1988	アイチ CTN-600L
12	80227	10010010	会議用机	1988	アイチ CTN-600L
13	80228	10010010	会議用机	1988	アイチ CTN-600L
14	80229	10010010	会議用机	1988	アイチ CTN-600L
15	80230	10010010	会議用机	1988	アイチ CTN-600L
16	80231	10010010	会議用机	1988	アイチ CTN-600L
17	80232	10010010	会議用机	1988	アイチ CTN-600L
18	80233	10010010	会議用机	1988	アイチ CTN-600L
19	80234	10010010	会議用机	1988	アイチ CTN-600L
20	80235	10010010	会議用机	1988	アイチ CTN-600L
21	80236	10010010	会議用机	1988	アイチ CTN-600L
22	80237	10010010	会議用机	1988	アイチ CTN-600L
23	80238	10010010	会議用机	1988	アイチ CTN-600L
24	80239	10010010	会議用机	1988	アイチ CTN-600L
25	80240	10010010	会議用机	1988	アイチ CTN-600L
26	80241	10010010	会議用机	1988	アイチ CTN-600L
27	80242	10010010	会議用机	1988	アイチ CTN-600L
28	80243	10010010	会議用机	1988	アイチ CTN-600L
29	80244	10010010	会議用机	1988	アイチ CTN-600L
30	80245	10010010	会議用机	1988	アイチ CTN-600L
31	80246	10010010	会議用机	1988	アイチ CTN-600L
32	80247	10010010	会議用机	1988	アイチ CTN-600L
33	80248	10010010	会議用机	1988	アイチ CTN-600L

番号	備品番号	備品分類番号	品名	製造年	品質・規格
34	80249	10010010	会議用机	1988	アイチ CTN-600L
35	80250	10010010	会議用机	1988	アイチ CTN-600L
36	80251	10010010	会議用机	1988	アイチ CTN-600L
37	80252	10010010	会議用机	1988	アイチ CTN-600L
38	80253	10010010	会議用机	1988	アイチ CTN-600L
39	80254	10010010	会議用机	1988	アイチ CTN-600L
40	80255	10010010	会議用机	1988	アイチ CTN-600L
41	80256	10010010	会議用机	1988	アイチ CTN-600L
42	80257	10010010	会議用机	1988	アイチ CTN-600L
43	80258	10010010	会議用机	1988	アイチ CTN-600L
44	80259	10010010	会議用机	1988	アイチ CTN-600L
45	80260	10010010	会議用机	1988	アイチ CTN-600L
46	80261	10010010	会議用机	1988	アイチ CTN-600L
47	80262	10010010	会議用机	1988	アイチ CTN-600L
48	80263	10010010	会議用机	1988	アイチ CTN-600L
49	80264	10010010	会議用机	1988	アイチ CTN-600L
50	80265	10010010	会議用机	1988	アイチ CTN-600L
51	80266	10010010	会議用机	1988	アイチ CTN-600L
52	80267	10010010	会議用机	1988	アイチ CTN-600L
53	80268	10010010	会議用机	1988	アイチ CTN-600L
54	80269	10010010	会議用机	1988	アイチ CTN-600L
55	80270	10010010	会議用机	1988	アイチ CTN-600L
56	80271	10010010	会議用机	1988	アイチ CTN-600L
57	80272	10010010	会議用机	1988	アイチ CTN-600L
58	80273	10010010	会議用机	1988	アイチ CTN-600L
59	80274	10010010	会議用机	1988	アイチ CTN-600L
60	80275	10010010	テーブル	1988	光家具 T-799(60)
61	80276	10010010	ダイニングテーブル	1988	マルニ
62	80277	10030002	演壇	1988	アイチ AIS-3
63	80278	10010011	座卓	1988	イトー ZPD-5 ケヤキ柄
64	80279	10010011	座卓	1988	イトー ZPD-5 ケヤキ柄
65	80280	10010011	座卓	1988	イトー ZPD-5 ケヤキ柄
66	80281	10010011	座卓	1988	イトー ZPD-5 ケヤキ柄
67	80282	10010011	座卓	1988	イトー ZPD-5 ケヤキ柄
68	80283	10010011	座卓	1988	イトー ZPD-5 ケヤキ柄
69	80284	10010011	座卓	1988	イトー ZPD-5 ケヤキ柄

番号	備品番号	備品分類番号	品名	製造年	品質・規格
70	80285	10010011	座卓	1988	イトー ZPD-5 ケヤキ柄
71	80286	10010011	座卓	1988	イトー ZPD-5 ケヤキ柄
72	80287	10010011	座卓	1988	イトー ZPD-5 ケヤキ柄
73	80288	10010011	座卓	1988	イトー ZPD-5 ケヤキ柄
74	80289	10010011	座卓	1988	イトー ZPD-5 ケヤキ柄
75	80290	10010011	座卓	1988	イトー ZPD-5 ケヤキ柄
76	80291	10010011	座卓	1988	イトー ZPD-5 ケヤキ柄
77	80292	10010011	座卓	1988	イトー ZPD-5 ケヤキ柄
78	80293	10010011	座卓	1988	イトー ZPD-5 ケヤキ柄
79	80294	10010011	座卓	1988	イトー ZPD-5 ケヤキ柄
80	80295	10010011	座卓	1988	イトー ZPD-5 ケヤキ柄
81	80296	10010011	座卓	1988	イトー ZPD-5 ケヤキ柄
82	80299	10020003	肘付き回転椅子	1982	鋼製
83	80310	10020011	ベンチ	1982	メリーセット カラーベンチ
84	80311	10020011	ベンチ	1982	メリーセット カラーベンチ
85	80312	10020011	ベンチ	1982	メリーセット カラーベンチ
86	80313	10020011	ベンチ	1982	メリーセット カラーベンチ
87	80314	10030002	演台	1988	コクヨ WA-15
88	80315	10030002	演台	1988	コクヨ WA-16
89	80316	10030012	配膳台	1982	ステンレス 200×500×800
90	80317	10030012	配膳台	1982	ステンレス 200×500×800
91	80320	10030003	ベッド	1988	馬場 BR-860NS215
92	80321	10030003	ベッド	1988	馬場 BR-860NS215
93	80322	10030013	二層シンク	1982	ステンレス SUS304 1.0t 1600×600×800
94	80323	10030013	二層シンク	1982	ステンレス SUS304 1.0t 1200×600×800
95	80325	10040027	パンラック	1982	ステンレス 1000×450×1800
96	80326	10040027	物品棚	1982	コクヨシェルビング SE-N07626
97	80327	10040027	物品棚	1982	コクヨシェルビング SE-N07626
98	80328	10040027	物品棚	1982	コクヨシェルビング SE-N07626
99	80329	10040027	物品棚	1982	コクヨシェルビング SE-N07626
100	80330	10040027	物品棚	1984	金鋼付 SE-N07626
101	80331	10040027	金鋼シェルビング	1990	コクヨ SE-N06627
102	80332	10040024	ビジネスキッチン	1987	コクヨ BK-2
103	80334	10040016	食器戸棚	1982	ステンレス 1500×500×1800
104	80335	10040023	厨房用整理棚	2001	FPR120-75A
105	80336	10040023	厨房用整理棚	2001	PS1900 5段

番号	備品番号	備品分類番号	品名	製造年	品質・規格
106	80337	10040032	放送設備収納ラック	1982	ビクターLK-S40
107	80338	10040001	両扉式保管庫	1988	コクヨ S-M3355
108	80339	10040001	両扉式保管庫	1988	コクヨ S-M3356
109	80342	10040001	書庫	1982	コクヨ S-Z435G S-435 S414B
110	80346	10040019	コインロッカー	1982	アルファ S-1685WB
111	80347	10040019	コインロッカー	1982	アルファ S-1685WB
112	80348	10040019	コインロッカー	1982	アルファ S-1685WB
113	80349	10040019	コインロッカー	1982	アルファ S-1685WB
114	80350	10040019	コインロッカー	1982	アルファ S-1685WB
115	80351	10040019	コインロッカー	1982	アルファ S-1685WB
116	80352	10050003	耐火金庫	1988	コクヨ HS-E10
117	80353	10050003	耐火金庫	1997	HS-20N 庶務課經由購入
118	80354	10060012	物置	2001	スリマン MGW-12E
119	80356	10090009	万能脚立	1982	コクヨ SP-22
120	80357	10070002	パネルスクリーン	1988	コクヨ SN-P663C
121	80358	10070002	パネルスクリーン	1988	コクヨ SN-P663C
122	80359	10070002	パネルスクリーン	1988	コクヨ SN-P663C
123	80360	10070002	パネルスクリーン	1988	コクヨ SN-P663C
124	80361	10090015	ごみ箱	1988	オカムラ L946XA
125	80362	10090015	ごみ箱	1988	オカムラ L946XA
126	80363	10090015	ごみ箱	1988	オカムラ L946XA
127	80364	10090015	ごみ箱	1988	オカムラ L946XA
128	80365	10090015	ごみ箱	1988	オカムラ L946XA
129	80366	10090015	ごみ箱	1988	オカムラ L946XA
130	80369	30070001	壁掛型時計専用駆動器付	1990	セイコーSPC-713
131	80378	40020006	16mm 映写機	1988	エルモ 16-CL
132	80379	40020013	スクリーン	1988	ライオン OH-200 型
133	80385	50010001	カラーテレビ	1981	ソニー27 インチ KX-27HF1
134	80386	50010001	カラーテレビ	1982	NEC C-14N50R
135	80389	50020021	アンプ	1982	ビクターPTA-512R
136	80390	50020024	ワイヤレス・チューナー	1982	ビクターWT-52X
137	80392	50020021	ワイヤレスアンプ	1988	ナショナル WX-80ZAC46
138	80393	50020022	ワイヤレスアンプ	1988	ナショナル WX-80ZAC46
139	80394	50020004	レコードプレイヤー	1982	ビクターQL-F55
140	80395	50020005	ステレオ+CD	1988	日立 MX-100CD HT-WO2
141	80399	50010006	ビデオデッキ	1988	日立 VT-Z30

番号	備品番号	備品分類番号	品名	製造年	品質・規格
142	80405	50060010	業務用掃除機	1986	ナショナル MC-W610
143	80408	50060011	電気ポリシャ	1992	EP-520-012 12型
144	80409	50060009	コインランドリー	1988	三洋 CD-345C SDS-400A ASW-533C
145	80410	50060009	コインランドリー	1988	三洋 CD-345C SDS-400A ASW-533C
146	80411	50030003	ファクシミリ	1996	NEC SPEAK22CL
147	80414	50140003	エンジン刈払機	2001	マキタ MDM291
148	80419	50100035	消毒槽	1982	ステンレス 600×600×800
149	80420	10090009	アルミ合金製梯子	1990	WD-60
150	80426	60060006	レストランズワゴン	1989	EBM SA-33
151	80427	60060011	マットトラック	1982	型袖 四輪 スチール 1500×900
152	80428	60060011	マットトラック	1982	型袖 四輪 スチール 1500×900
153	80429	60060011	マットトラック	1982	型袖 四輪 スチール 1500×900
154	80430	60060011	マットトラック	1982	型袖 四輪 スチール 1500×900
155	80431	60060011	マットトラック	1982	型袖 四輪 スチール 1500×900
156	80432	60040004	車椅子	1988	Ito IR-2411
157	80433	50080002	温風ヒーター	1988	サンヨーCFH-A10
158	80434	50080002	温風ヒーター	1988	サンヨーCFH-A10
159	80435	50080002	温風ヒーター	1988	サンヨーCFH-A10
160	80436	50080003	レッドジャンボヒーター	1993	サンボット RJ-330
161	80437	50080002	石油温風ヒーター	1999	サンボット FF5000T9
162	80439	50080007	家具調こたつ	1988	サンヨーKG-F057
163	80440	50080007	家具調こたつ	1988	サンヨーKG-F057
164	80441	50100012	魚焼機(プロパン用)	1995	リンナイペット RGP-46A
165	80444	50070004	冷蔵庫	1988	サンヨーSR-8DA(DGR)
166	80448	50090001	ガス瞬間湯沸し機	1982	プロパン用 PH-16BFA
167	80468	100010006	A型テント	1982	OT-626 ワサビ色 6人用
168	80469	100010006	A型テント	1982	OT-626 ワサビ色 6人用
169	80470	100010006	A型テント	1982	OT-626 ワサビ色 6人用
170	80471	100010006	A型テント	1982	OT-626 ワサビ色 6人用
171	80472	100010006	A型テント	1982	OT-626 ワサビ色 6人用
172	80473	100010006	A型テント	1982	OT-626 ワサビ色 6人用
173	80474	100010006	A型テント	1982	OT-626 ワサビ色 6人用
174	80475	100010006	A型テント	1982	OT-626 ワサビ色 6人用
175	80476	100010006	A型テント	1982	OT-626 ワサビ色 6人用
176	80477	100010006	A型テント	1982	OT-626 ワサビ色 6人用
177	80478	100010006	A型テント	1982	OT-626 ワサビ色 6人用

番号	備品番号	備品分類番号	品名	製造年	品質・規格
178	80479	100010006	A型テント	1982	OT-626 ワサビ色 6人用
179	80480	100010006	A型テント	1982	OT-626 ワサビ色 6人用
180	80481	100010006	集会用テント	1982	OT式 Cタイプ H-2
181	80482	100010006	集会用テント	1983	OT-80式 H4号型Cタイプ
182	80483	100010006	集会用テント	1984	OT-80式 H4号型Cタイプ
183	80490	100010006	テント	1987	小川テント OT-626 6人用
184	80491	100010006	テント	1987	小川テント OT-626 6人用
185	80492	100010006	テント	1987	小川テント OT-626 6人用
186	80493	100010006	A型テント	1988	小川テント 3626 ワサビ
187	80494	100010006	A型テント	1988	小川テント 3626 ワサビ
188	80495	100010006	A型テント	1988	小川テント 3626 ワサビ
189	80496	100010006	常設用テント	1988	小川テント 2452 ワサビ
190	80497	100010006	A型キャンプテント	1990	小川テント 3626 ワサビ
191	80498	100010006	A型キャンプテント	1990	小川テント 3626 ワサビ
192	80499	100010006	A型キャンプテント	1993	小川テント 3626
193	80500	100010006	A型キャンプテント	1993	小川テント 3626
194	80501	100010006	A型キャンプテント	1993	小川テント 3626
195	80502	100010006	A型キャンプテント	1993	小川テント 3626
196	80503	100010006	A型キャンプテント	1993	小川テント 3626
197	80504	100010006	A型キャンプテント	2001	小川テント 3626
198	80505	100010006	テント	2002	小川テント #3670
199	80506	120030005	相撲マット	1982	300×300×5 6号帆布
200	80507	120050010	卓球台	1982	ミズノ 18AT3820 チャンピオン ネット、サポート付
201	80508	120050010	卓球台	1982	ミズノ 18AT3820 チャンピオン ネット、サポート付
202	80509	120010005	立式審判台	1993	カワイ KA-JS-104
203	80511	120100003	綱引用なわ	1988	アシックス 6036T
204	80512	120050017	バレーボール支柱	1979	移動式
205	80513	120050017	バレーボール支柱	1979	移動式
206	80514	130020005	ピアノ	1988	アトラス NA605 縦型
207	80515	140001003	原色牧野植物大図鑑	1994	正編
208	80516	140001003	原色牧野植物大図鑑	1994	続編
209	80517	50120005	電動ロクロ	1990	RK-2Y
210	80518	50120005	電動ロクロ	1990	RK-2Y
211	80519	50120005	電動ロクロ	1990	RK-2Y
212	80520	50120010	ポットミル	1990	一本掛
213	80521	50120015	土練機	1990	MHT-4

番号	備品番号	備品分類番号	品名	製造年	品質・規格
214	80522	120050017	バレーボールネット・支柱	1992	
215	93797	50140003	エンジン刈払機	2003	マキタ MEM291
216	120034	50010001	テレビ	2004	シャープ製 VT-25DV30
217	122056	100010006	A形キャンプテント	2004	小川テント製 品番3626(6人用)
218	130089	600010510	A型キャンプテント	2005	小川テント 3626 6人用
219	130090	600010510	A型キャンプテント	2005	小川テント 3626 6人用
220	130091	600010510	A型キャンプテント	2005	小川テント 3626 6人用
221	130092	600010510	A型キャンプテント	2005	小川テント 3626 6人用
222	130093	600010510	A型キャンプテント	2005	小川テント 3626 6人用
223	130094	600010510	A型キャンプテント	2005	小川テント 3626 6人用
224	130095	600010510	A型キャンプテント	2005	小川テント 3626 6人用
225	130096	600010510	A型キャンプテント	2005	小川テント 3626 6人用
226	130097	600010510	A型キャンプテント	2005	小川テント 3626 6人用
227	130098	600010510	A型キャンプテント	2005	小川テント 3626 6人用
228	130099	600010510	A型キャンプテント	2005	小川テント 3626 6人用
229	130100	600010510	A型キャンプテント	2005	小川テント 3626 6人用
230	130101	600010510	A型キャンプテント	2005	小川テント 3626 6人用
231	130102	600010510	A型キャンプテント	2005	小川テント 3626 6人用
232	133614	50010002	DVD・ビデオ内蔵テレビ	2006	シャープ VT-25DV30 BS アンテナ含む テレビ及びBS アンテナ設置・設定含む 古いテレビ引き取り含む
233	134256	50100004	食器保温庫	2005	日本調理器株式会社製 ISC-S10N-E
234	134257	50070004	冷蔵庫	2005	日本調理器株式会社製 531D
235	135061	300040004	食器戸棚	2006	サンウェーブ DCS-126 同等品 間口1,200mm 奥行600mm 高さ1,800mm
236	135062	300040004	食器戸棚	2006	サンウェーブ DCS-126 同等品 間口1,200mm 奥行600mm 高さ1,800mm
237	149302	50100006	ガス立体炊飯器 (株)コメットカ トウ製 CRA-150NS-PS	2009	3段式で21kg程度の各種炊飯・予約タイマー付き、同等品可。現在設置の炊飯器との交換作業を含む。納品場所:青少年錬成センター。[同等品(株)マルゼン MRC-X3C]
238	187053	100010006	キャンプテント	2013	小川キャンパル・A形キャンプテント【品番3626】(6人用)
239	187054	100010006	キャンプテント	2013	小川キャンパル・A形キャンプテント【品番3626】(6人用)
240	187055	100010006	キャンプテント	2013	小川キャンパル・A形キャンプテント【品番3626】(6人用)
241	187056	100010006	キャンプテント	2013	小川キャンパル・A形キャンプテント【品番3626】(6人用)
242	187057	100010006	キャンプテント	2013	小川キャンパル・A形キャンプテント【品番3626】(6人用)
243	187058	100010006	キャンプテント	2013	小川キャンパル・A形キャンプテント【品番3626】(6人用)
244	187059	100010006	キャンプテント	2013	小川キャンパル・A形キャンプテント【品番3626】(6人用)
245	187060	100010006	キャンプテント	2013	小川キャンパル・A形キャンプテント【品番3626】(6人用)
246	187061	100010006	キャンプテント	2013	小川キャンパル・A形キャンプテント【品番3626】(6人用)
247	187062	100010006	キャンプテント	2013	小川キャンパル・A形キャンプテント【品番3626】(6人用)
248	187063	100010006	キャンプテント	2013	小川キャンパル・A形キャンプテント【品番3626】(6人用)

番号	備品番号	備品分類番号	品名	製造年	品質・規格
249	187064	100010006	キャンプテント	2013	小川キャンパル・A形キャンプテント【品番3626】(6人用)
250	187065	100010006	キャンプテント	2013	小川キャンパル・A形キャンプテント【品番3626】(6人用)
251	187066	100010006	キャンプテント	2013	小川キャンパル・A形キャンプテント【品番3626】(6人用)
252	252733	50020051	ワイヤレスアンプ 一式	2014	ワイヤレスアンプ(WA-1812SD*1台)、ワイヤレスマイク(WM-1265B*2本)、ワイヤレスチューナーユニット(WTU-1820*1個)、外部スピーカー(F-1300B*1個)、スタンド(ST-16A*1本)、充電器(BC-1000*1個)
253	267497	50070005	冷蔵庫4枚扉	2019	
254	286178	50100001	マルゼン パワークックガステーブル	2022	MGTX-126F 特注バックガードH=80cm 込 (機器設置及び撤去ガス器具処分を含む)

長野市青少年錬成センター備品(I 種)一覧(分館分)

番号	備品番号	備品分類番号	品名	製造年	品質・規格
1	80384	50170012	チェーンソー	2002	マキタ MDE400
2	80407	50060010	電気掃除機	2001	ナショナル MC-S83XD
3	80415	50140003	エンジン刈払機	2001	マキタ MDM291
4	80446	50070004	冷蔵庫	2001	富士通ゼネラル ER-F43KF
5	80447	50070004	冷蔵庫	2001	富士通ゼネラル ER-F43KF

令和 8 年度 全国市有物件災害共済会「建物総合損害共済」加入基準

以下の基準により加入しています。

	加 入 基 準
建物の場合	<p>(1) 土砂災害危険区域にある建物 ※ 構造級「鉄筋コンクリート造(1級)、鉄骨造(2級)、木造(3級)」は問わない</p> <p>(2) 計画規模浸水想定地域(3m以上)に在する建物 ※ 構造級1級～3級は問わない</p> <p>(3) 構造級3級の建物 ※ 構造級1級・2級の建物は対象外とする。</p> <p>(4) 構造級1、2級の建物でも火災が懸念される建物 ※ 給食センター、清掃センター、火葬場等</p> <p>(5) 住民自治協議会が受託する公民館 ※ 簡易な建物含む(構造級は問わない)</p> <p>(6) (1)～(5)であっても普通財産については対象外とする。 ※ ただし管理、契約上加入が必要なものを除く</p> <p>(7) (1)～(5)に該当しない建物でも、管理、契約上加入が必要と認められるものは、加入の対象とする。</p> <p>※ 取得価額が500万円未満(税込)の簡易な建物(四阿、トイレ、倉庫等)は、上記(1)～(4)に該当しても対象外とする。</p>
工作物・動産の場合	<p>(1) 100 万円以上(税込)の工作物・動産で、取得から 10 年以内の物件</p> <p>(2) (1)のうち太陽光発電装置や電子関連機器等は、落雷時自動過電流遮断装置がある物件を除く。</p> <p>(3) 借用物件で施設管理者が加入適当と判断する物件 (価額、借用期間は問わない)</p> <p>◇ 遊具は対象外とする。</p>